

国の助成金及び秋田県の奨励金等の活用事例

※各助成金には企業規模や訓練の種類等により、ここに記載のない要件も定められています。

このため、実際の支給額と異なる場合もありますので、該当しそうな取組を行う場合は、行う前に早めに労働局やハローワーク等にお問い合わせください(問合せ先は各助成金等により異なりますので助成金概要版(P. 3~4)をご確認ください)。



従業員をスキルアップさせて賃金を引き上げたいが、支援策はないかな～

事例 1

従業員の訓練費用の一部を助成します(国・県)
合わせて賃金を引き上げた場合の高率助成もあります(国)。



(国) 人材開発支援助成金 (人材育成支援コース)

<例> 受講料250,000円の訓練を受講

(助成率加算事例(注)、
正規雇用労働者等がOFF-JT・50時間の訓練を受講した場合)

1 経費助成 : 150,000円 (中小企業の場合)

(250,000円 × 60% : 賃金引き上げがある場合) *通常45% (a)

2 賃金助成 : 48,000円

(50 h × 960円 : 賃金引き上げがある場合) *通常760円 (b)

概要版P.3の1

①支給額 : 198,000円

秋田県リスクリング促進奨励金

人材開発支援助成金の2分の1(※)を支給

(※) 賃金要件または資格等手当要件を満たした場合の追加支給分を除く金額で算出

左記1 経費助成 250,000円 × 45% (a) --- ア

左記2 賃金助成 50 h × 760円 (b) ----- イ

(国の制度の加算分を除く支給割合で計算)

ア + イ × 2分の1 (千円未満切り捨て)

概要版P.3の1のII

②支給額 : 75,000円

(注)【助成率加算事例(次の①または②の場合)】①訓練修了後に訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、
②資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合

全体の支給額(一人あたり) =

①支給額 + ②支給額

支給総額(最大) : 273,000円



契約社員(就職氷河期世代)を正社員化して職場定着させたいが、
支援策はないかな～

事例 2

賃上げを伴う正社員化に対する助成があります(国)。
就職氷河期世代の者だった場合には、更なる助成があります(県)。



(国) キャリアアップ助成金(正社員化コース)

概要版P.3の2

① キャリアアップ計画

正規雇用労働者に転換する前日までに「キャリアアップ計画」を作成提出

② 制度の規則化

正規雇用労働者に転換する制度を就業規則に規定

③ 正社員化・賃上げ

転換後6か月間の賃金を、転換前6か月間の賃金より3%以上増額

<中小企業・有期雇用→正社員の場合> ※令和5年11月29日改正(拡充)

③支給額 : 800,000円



※令和5年11月29日以降に正社員化した場合、2期(12か月)で80万円(1期あたり40万円)

秋田県就職氷河期世代正規雇用促進奨励金

概要版P.3の2のIII

就職氷河期世代(※)に係るキャリアアップ助成金(正社員コース)の支給決定を受けた事業主

※令和3年4月1日時点かつ転換等の時点の満年齢が35歳以上55歳未満の方

④支給額 : 100,000円

全体の支給額(一人あたり) =

③支給額 + ④支給額

支給総額(最大) : 900,000円



契約社員(就職氷河期世代)をスキルアップさせてから
正社員化したいけど、支援策はないかな~

事例3

正社員化に先立ち実施する訓練に要する費用の助成(国)に加え
キャリアアップ助成金の助成額が加算されます(国)。
就職氷河期世代の者だった場合には、更なる助成があります(県)。



(国) 人材開発支援助成金 (人への投資促進コース)

概要版P.3の1

労働者が自発的に受講した訓練(※)の費用を負担する事業主に対して助成

(※) 従業員の時間外の時間を利用したスキルアップを支援

(例) 受講料250,000円の自発的職業能力開発訓練(OFF-JT)を実施した場合(賃金引上げもある場合)

1 経費助成: 150,000円 (中小企業の場合)

(250,000円×60% (注)) *賃金引上げがない場合→45%

2 賃金助成: なし

⑤支給額: 150,000円

(注)【助成率加算事例(次の①または②の場合)】①訓練修了後に訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、
②資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合



(国) キャリアアップ助成金(正社員化コース)

概要版P.3の2

① キャリアアップ計画 正規雇用労働者に転換する前日までに「キャリアアップ計画」を作成提出

② 制度の規則化 正規雇用労働者に転換する制度を就業規則に規定

③ 正社員化・賃上げ 転換後6か月間の賃金を、転換前6か月間の賃金より3%以上増額

<中小企業・有期雇用→正社員の場合> ※令和5年11月29日改正(拡充)

※令和5年11月29日以降に正社員化した場合、2期(12か月)で80万円(1期あたり40万円)

⑥支給額: 800,000円



人材開発支援助成金による訓練と併せて実施で加算されます(例:自発的職業訓練の場合)

※訓練終了後の正社員化に限る

⑦訓練加算額: 110,000円



秋田県就職氷河期世代正規雇用促進奨励金

概要版P.3の2のⅢ

就職氷河期世代(※)に係るキャリアアップ助成金(正社員コース)の支給決定を受けた事業主

(※) 令和3年4月1日時点かつ転換等の時点の満年齢が35歳以上55歳未満の方

⑧支給額: 100,000円

全体の支給額(一人あたり)

**⑤支給額+⑥支給額
+⑦訓練加算額+⑧支給額**

=

支給総額(最大): 1,010,000円

注意点

事前の職業訓練実施計画書の提出やその他助成金の要件がありますので、詳しくは厚生労働省ホームページ等をご確認ください。

《賃金引上げや人材育成等に活用できる主な雇用関係助成金概要版》

～国の助成金制度及び秋田県の奨励金・補助金制度について～

秋田労働局職業安定部

令和5年6月現在における「賃金引上げや人材育成」等に取り組む事業主を支援する助成金を以下のとおり示しております。

以下の助成金詳細や他の助成金等については、関係資料や秋田労働局ホームページ(※1)や秋田県ホームページ・美の国あきたネット(※2)により支給要件などをご確認ください。

以下の1~8の(国)の助成金活用にあたりご不明な点については、秋田労働局職業安定部・訓練課または職業対策課(Tel018-883-0006)へお問い合わせください。

以下のI~IIIの(県)の奨励金等は、秋田県産業労働部雇用労働政策課(Tel018-860-2334)へお問い合わせください。

(※1)秋田労働局URL:https://jsite.mhlw.go.jp/akitaroudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kakushu_joseikin

(2次元コード読み取りで該当ページへアクセスできます)



(※2)美の国あきたネットURL:<https://www.pref.akita.lg.jp>

(2次元コード読み取りで該当ページへアクセスできます)

*トップページから以下のコンテンツ番号を入力



【2次元コード使用ポイント】他のコードを誤って読み込まないよう、スマホ等は該当項目を左から右にスライドして読み込んでください。

1 (国)「人材開発支援助成金」<担当課:訓練課>

(人材育成支援コース、人への投資促進コース、事業展開等リスクリングコースなど)



事業主が労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等助成されますが、訓練修了後に行う訓練受講者にかかる賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は資格等手当の支払いを就業規則等に規定したうえで、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に高率助成を行います。

⇒上記1(国)との組み合わせ <担当課:秋田県産業労働部雇用労働政策課>

I (県)「秋田県リスクリング促進奨励金」 ※コンテンツ番号:72825



国の人材開発支援助成金「人材育成支援コース」の支給決定を受けた事業主に対し、
国の助成金に上乗せして、奨励金を支給します。

2 (国)「キャリアアップ助成金(正社員化コース)」<担当課:訓練課>

就業規則または労働協約その他これに準ずるものに規定した制度に基づき、有期労働者等を正社員化した場合に助成される制度です。キャリアアップ計画を作成・提出し、正社員化後6か月間の賃金を正社員化前6か月間の賃金と比較して3%以上増額した場合に助成。派遣労働者、母子家庭の母や父子家庭の父の正社員化や、人材開発支援助成金の訓練修了後に正社員化した場合は助成金が加算されます。



⇒上記2(国)との組み合わせ <担当課:秋田県産業労働部雇用労働政策課>

III (県)「秋田県就職氷河期世代正規雇用促進奨励金」 ※コンテンツ番号:72663



就職氷河期世代の非正規労働者を、正規雇用労働者等に転換し、国の「キャリアアップ助成金の支給決定を受けた事業主に対し、国の助成金に上乗せして奨励金を支給します。

3 (国)「キャリアアップ助成金(賃金規定改定等コース)」 <担当課:訓練課>



有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成される制度です。職務評価の手法の活用により賃金規定等を増額改定した場合に助成金が加算されます(どのコースもキャリアアップ計画の作成・提出が必要)。5%以上増額改定した場合、更に助成額を増額されます。

* キャリアアップ助成金は、他に以下のコースもあります。

- ①(賃金規定等共通化コース)～有期雇用労働者等の正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合に助成されます。
- ②(賞与・退職金制度導入コース)～就業規則または労働協約の定めるところにより、すべての有期労働者等に関して、賞与・退職金を新たに設け、支給または積み立てを実施した場合に助成されます。
- ③(短時間労働者労働時間延長コース)～有期雇用労働者等について、週所定労働時間を延長することにより、当該労働者を新たに社会保険の被保険者とした場合に助成されます。

【2次元コード使用ポイント】他のコードを誤って読み込まないよう、スマホ等は該当項目を左から右にスライドして読み込んでください。

4 (国)「特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)」 <担当課:職業対策課>



就労経験のない職業に就くことを希望する就職困難者(母子家庭の母や就職氷河期世代の者、障害者など)を雇い入れ、賃金引上げ計画・訓練実施計画を作成し、人材育成(人材開発支援助成金を活用した訓練)を行ったうえで、雇入れの日等から3年以内に5%以上賃金の引上げを行う事業主に高額助成(通常コースの1.5倍)を行います。

5 (国)「労働移動支援助成金(早期雇入れ支援コース)」 <担当課:職業対策課>



事業主の経済的事情により離職を余儀なくされた労働者で「再就職援助計画」の対象となった者を、離職日の翌日から3か月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れ、前職の離職時よりも5%以上賃金を上昇させた事業主に上乗せ助成を行います。

6 (国)「中途採用等支援助成金(中途採用拡大コース)」 <担当課:職業対策課>



中途採用者の雇用管理制度を整備したうえで中途採用の拡大を図る事業主に助成するものですが、中途採用計画(計画期間は1年)を作成し、45歳以上の者を雇い入れて45歳以上の中途採用率を拡大させ、前職の離職時よりも5%以上賃金を上昇させた事業主に高額助成を行います。

7 (国)「産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)」 <担当課:訓練課>



出向期間修了後、元の事業所に戻って働くことが前提に、労働者のスキルアップを在籍型出向で行い、労働者の出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していくれども5%以上上昇させた出向元事業主に対して、最長1年の賃金の一部が助成する制度です。

「在籍型出向」により、自社にはない実践での経験による新たなスキルの習得も期待できます。

8 (国)「産業雇用安定助成金(事業再構築支援コース)」 <担当課:訓練課>



新型コロナウイルス感染症の影響等で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主(注1)が、新たな事業への進出等の事業再構築を行うために、当該事業再構築に必要な新たな人材の円滑な受入れを賃金助成により支援します。

(注1)令和5年4月1日以降に中小企業庁の実施する「事業再構築補助金」の応募書類を提出し、交付決定を受けている事業主が対象となります。